

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年九月二十七日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第二十号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二節 附属機関</p> <p>第十四条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める事務部局が処理するものとする。</p> <p>一 三十一 略</p> <p>三十二 秋田県障害者差別解消調整委員会 健康福祉部障害福祉課</p> <p>三十三 七十九 略</p>	<p>第二節 附属機関</p> <p>第十四条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める事務部局が処理するものとする。</p> <p>一 三十一 略</p> <p>三十二 六十九 略</p>

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。